

(仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想策定業務委託仕様書

1. 業務名

(仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想策定業務

2. 業務目的

和泉市生涯学習・スポーツ推進計画（令和5年3月策定）では、市民誰もが「くわわる・つながる・ひろがる」生涯学習・スポーツの実現を目指している。

生涯学習・スポーツ推進計画策定時に実施した市民アンケートにおいて、スポーツや運動ができる場の整備を求める意見が多く、身近でスポーツができる場所の整備へのニーズは高い状況にあります。また、自然環境の保全・活用へ方針変更した信太山丘陵地におけるスポーツ・レクリエーション計画については、当該計画に代わるスポーツ施設の整備が求められており、和泉市生涯学習・スポーツ推進計画において重点取組と位置付けられています。そこで、(仮称) 北部総合スポーツセンターを新たに整備するにあたり、基本構想を策定することを目的とする

3. 委託期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

4. 業務内容

(1) 前提条件の整理

本市のスポーツ等に関連する各種計画や総合計画等の上位計画を整理し、本市のスポーツ施策等を整理する。

(2) 市内の社会体育施設及び周辺地域におけるスポーツ施設等の現状把握

和泉市におけるスポーツ施設の利用状況や社会情勢からみた必要な施設の洗い出し整理する。整理にあたっては、スポーツの種別ごとに整理するものとし、施設の規模、集客力、対応可能な種目、概要等を整理する。また想定される誘致圏域等についても整理を行う。

(3) スポーツ施設等に関する市民および関係者等への意向調査の実施

本市のスポーツ施設のあり方について、市民意向調査を実施する。意向調査では、本市のスポーツ施設に対する課題や将来のあり方等、(仮称) 北部総合スポーツセンターに関することについて市民及び施設利用団体、各施設の管理者に対して、意見収集を行うものとする。なお、アンケートを実施する各種団体については、本市と協議の上設定する。

(4) 官民連携の可能性調査

(仮称) 北部総合スポーツセンターではスポーツ施設だけに拘らず民間事業者に「行政財産の目的外使用許可」を与えた飲食物販施設等の附帯施設を運営してもらうことも含めて検討していくことから、官民連携の可能性について、関連事業者へのサウンディングを行う。

(5) 類似施設の事例分析・整理

(仮称) 北部総合スポーツセンターと類似する国内の情報収集を行う。

(6) 本市のスポーツ施設等に関する課題の抽出

本市のスポーツに関連する計画及びスポーツ施設の現状等を踏まえ、本市におけるスポーツ施設の課題を整理する。課題の把握に当たっては、市内の各施設に関する事項に加え、本市のスポーツ施設に関する課題として整理する。

(7) (仮称) 北部総合スポーツセンター整備に係る課題の整理

本計画区域内における地形や自然環境の状況、周辺地域の状況などを踏まえた整備計画における課題を整理する。

(8) (仮称) 北部総合スポーツセンターに関する基本的な方向性の検討

本市におけるスポーツ施設等の課題や将来のあり方に関する市民及び関係者の意見を踏まえ、本市における(仮称)北部総合スポーツセンターに関する基本的な方向性を検討する。

(9) (仮称) 北部総合スポーツセンターエリアの設定及びエリア内ゾーニング及び配置案の作成

基本的な方向性の内容をより効果的に実現するため、対象エリア(※)内のゾーニングを検討し、導入機能の配置案を作成する。導入機能の検討に際しては(1)～(8)の内容を反映させるものとする。配置案は最低3案作成することとする。

また各ゾーンの役割や取組等の整理を行い、概念図やイメージパース等の作成を行う。併せて信太山丘陵里山自然公園との調和も考えたエリア設定・ゾーニングを検討することとする。

また今後近隣地域に建設が予定されているアリーナ機能を備えた体育館についても市と協議の上、施設規模への助言および概念図・パース図等の作成を行うこととする。

※対象エリアは、別紙を参考のこと(和泉市小野町37番地付近)。

(10) 概算事業費算出

土地造成費用もふくめた概算費用を(9)の配置提案の数に合わせて提示することとする。

(11) 導入機能案の事業手法の検討・整理

基本的な方向性やゾーニング、配置案に基づき検討した機能の事業手法について検討を行う。なお、導入機能及び事業手法の検討にあたっては、官民間わず多岐に渡る検討を行うこととする。

(12) 活用できる補助金などの調査・整理

(仮称) 北部総合スポーツセンターの計画・設計・整備工事の各段階において自治体が活用できる補助金について調査・整理することとする。

(13) 整備にあたり必要な許認可等の関係法令の調査・整理

(仮称) 北部総合スポーツセンターの整備工事を実施する際に必要となる許認可等に係る関係法令について調査・整理することとする。

(14) (仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想の策定

(1)～(13)を踏まえて「(仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想」を取りまとめる

(15) パブリックコメントの実施

作成した(仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想についてパブリックコメントの実施支援を行う。

(16) スポーツ推進審議会の運営支援

(仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想の検討にあたり開催する有識者で構成する「スポーツ推進審議会」の運営支援を行う。支援内容としては、各種資料の作成、会議への出席及び議事録の作成を行うものとし2回程度を想定する。

(17) 庁内会議の運営支援

(仮称) 北部総合スポーツセンター基本構想の検討にあたり開催する庁内会議の運営支援を行う。支援内容としては、各種資料の作成を行うものとし、3回程度を想定する

(18) 報告書作成

以上の検討結果等について、報告書として取りまとめる

5. 打合せ・協議

打合せ・協議は、本業務の着手時から完了時まで月1回程度行うものとする。なお、打合せ・協議は業務の進捗状況等を踏まえ、必要な場合は適宜行うものとする。

6. 成果品

<成果品一覧>

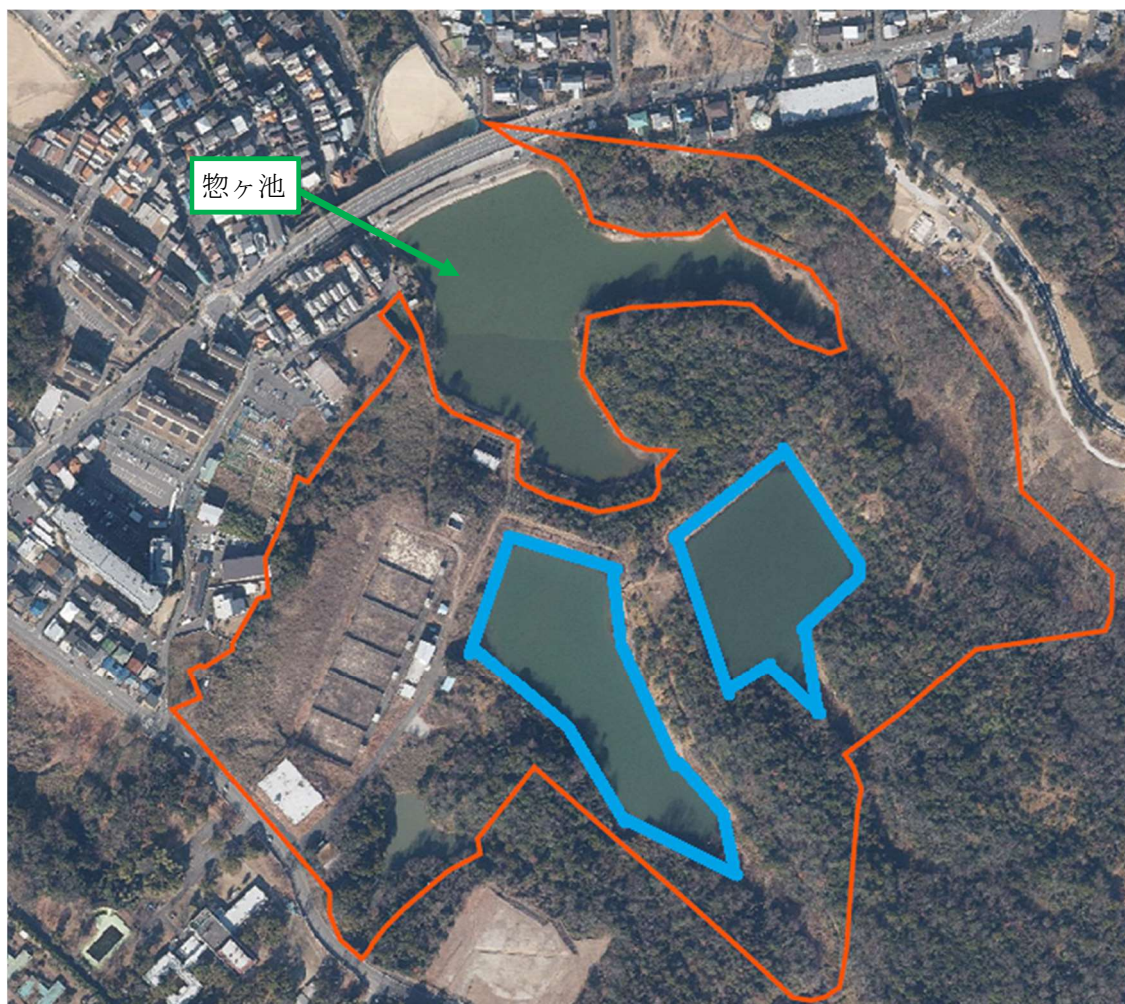
- (ア) 基本構想素案
- (イ) 基本構想
- (ウ) 俯瞰パース等
- (エ) その他関連資料
- (オ) 打ち合わせ記録簿、議事録
- (カ) (ア) ~ (オ) の電子データ

7. 納品日

6 成果品のうち

- (ア)・(ウ)：令和6年11月8日（金）（4.（6）の配置提案数を提出すること。）
- (イ)・(ウ)：令和7年8月29日（金）
- (エ)・(オ)：随時
- (カ)：(ア) ~ (オ) の提出時

(仮称) 北部総合スポーツセンターの対象エリアについては、以下の赤線の範囲内であるが、敷地全体を活用することを前提にするものではありません。



和泉市小野町 37 番地付近。約 157,000 m²。
(青枠は、現在貯水池が立地している箇所)